

料金改定の内容

基本水量以内の
水利用者の割合が多い

10㎡以内の
利用者が3割以
上いるため、利
用者負担の公平
性から廃止しま
す。

基本水量の廃止

※改定後は1㎡から従量料金が発生します。

大口需要者の基本
料金の割合が小さい

大口の需要に対応する
ためには、浄水場の設備
や道中の配水管の整備・
維持にも費用が多くか
かっています。

単一料金から
口径別料金体系へ

※全国の半数以上の事業
体が、口径別料金体系
を採用しています。

今回の料金改定では、健全な事業運営を行うための収益増(全体で約15%の収益増を見込む)に加えて、今までの料金体系における問題点についても検討し、**基本水量の廃止と口径別料金体系への移行**を行いました。

新料金体系 (4月使用分より)

口径 (mm)	基本料金 (円)	従 量 料 金 (円/㎡)				
		1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～200㎡	201㎡以上
13	1,210	100	150	190	200	210
20	1,800					
25	3,790					
40	9,930					
50	16,020					
75	37,690					
100	68,770					

メ
ー
タ
ー
使
用
料
は
基
本
料
金
に
含
ま
れ
ま
す。

今までは、全て同一料金
であった基本料金が口径
ごとに設定されました。

基本水量の廃止により、
1㎡から従量料金がか
かります。

11㎡以上の従量料金単価
は下がりました。

これまでの料金体系

口径 (mm)	基本料金 (円)	従 量 料 金 (円/㎡)					メーター 使用料(円)
		1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～200㎡	201㎡以上	
13	1,535	— (基本水量)	163	192	209	221	60
20							110
25							200
40							300
50							1,000
75							1,500
100							2,000

将来にわたって安全安心な**水道水**を安定供給するため
ご理解とご協力をお願いします。

問 市水道課 | ☎ 34-1611

水道料金改定のお知らせ



市では安全で安心な水道水を安定して供給できるよう水道施設の維持・管理などを行っていますが、老朽化が進む施設の更新や修繕には多額の費用が必要となっています。
人口減少などにより料金収入の減少も予想される中、持続可能な事業運営を見据えて財源の確保を図るため、水道料金の改定を行います。

新料金については4月使用分(5月定例検針分)から適用になります。

水道料金を改定に至る経緯・理由

結城市水道事業では、これまで安定した経営を行ってきましたが、厚生労働省が平成25年に策定した新水道ビジョンにより、結城市水道事業でもアセットマネジメント(資産管理)を平成28年度に実施した結果、今後施設の老朽化や耐震化に対応する更新需要の増加に加え、人口減少などによる有収水量、給水収益の減少が見込まれ、**現行の料金体系による収入では健全な事業運営を行うことが出来なくなる**という試算結果となりました。

この結果に基づき、水道事業審議会では平成29年度に市長より料金改定に対する諮問を受け、水道料金の改定について審議を重ねてきました。

その結果、平成31年4月に市長答申を行い、令和元年12月議会において条例改正の承認を得て、消費税による改正を除いては平成14年以来、18年ぶりとなる料金改定を行うことになりました。

老朽化が進む水道施設の更新

結城市水道事業は、昭和40年に給水を開始し、全市給水を目標として拡張事業を進めてきました。

市勢の発展にともない、増加する水需要に対応するため創設から昭和50年代に急ピッチで布設された水道管はすでに耐用年数を迎え、また今後耐用年数を迎える管が多数存在します。

水道管の更新に加え、結城市の水道水を配水する心臓部ともいえる2つの浄水場も老朽化が進み、設備の修繕や更新には多くの費用が必要となります。

将来世代に負担を先送りせず、地震などの災害時における被害の縮小化、濁り水の解消を図っていくためにも、更新費用を捻出し健全な事業運営を行っていくことは不可欠です。

◆他事業体における漏水事故などの事例



東日本大震災における継手離脱



大規模な漏水事故



老朽化した水道管



約55年が経過した本町浄水場



約46年が経過した林浄水場